

# 仕 様 書

## 1 業務名

音声版さっぽろ市議会だより製作業務

## 2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 発行回数（発行月）

4回（令和8年6月、9月、12月、令和9年2月）

## 4 発行部数

各回160部×4回 計640部

## 5 納入期限

（原稿提供予定日）

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 令和8年6月22日  | 令和8年5月22日  |
| (2) 令和8年9月24日  | 令和8年8月21日  |
| (3) 令和8年12月21日 | 令和8年11月20日 |
| (4) 令和9年2月22日  | 令和9年1月22日  |

## 6 規格

- (1) 収録内容 さっぽろ市議会だよりの朗読
- (2) 録音媒体の種類  
記録用CD-R（最大700MB）。CD-Rは受託者が用意する。なお、毎号1枚のCD-Rに収まるよう収録することとし、CDプレイヤー等で再生できるものとする。
- (3) 録音方法 受託者において、朗読録音・編集・ダビングを行う。

## 7 納品場所及び検査場所

札幌市議会事務局政策調査課

（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎16階）

## 8 業務の内容

以下のとおり、「さっぽろ市議会だより」の音声版の製作及び納品等を行う。

- (1) 契約後速やかに、委託者と原稿入稿方法や作業工程の打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、音声版製作に精通した担当者を定め、委託者との連絡調整に当てること。
- (3) 受託者は、委託者の指示により、各号の原稿入稿から納品日までの工程表案をデータ又は紙媒体により提出すること（電子メールによる方法でも可）。なお、1回当たりの作業工程は30日以内とする。
- (4) 受託者は、委託者が提供した原稿（ドキュメント、Word、PDFファイル等）に基づき、音声版を製作すること。原稿は委託者が別に指定する日に郵送又は電子メール等により提供する。また、原稿中の固有名詞（人名、地名等）や読みにくい用語等については、ルビを付けて提供する。なお、委託者が提供したデータ及び資料については、公開しているものを除き複写又は謄写を禁ずる。
- (5) 製作に当たっては、音声版の朗読を熟知している者に朗読を担当させ、録音形式等については、全国視覚障害者情報提供施設協会が定めた「録音図書製作基準（別

紙)」等に準拠すること。

- (6) 受託者は、製作した音声データをCD-Rにダビングする前に、委託者に音声データを送付して内容の確認を取り、訂正箇所があった場合は委託者の指示の下に訂正を行うこと。
- (7) 受託者は、CD-Rの盤面に「さっぽろ市議会だより」の名称、号数、発行年月等を印刷すること。また、CD-Rのケースに貼り付ける「さっぽろ市議会だより」の点字シール160枚を製作し併せて納品すること。
- (8) 音声版さっぽろ市議会だよりを札幌市のYoutubeに掲載するため、当該データ及び委託者から提供した表紙画像を電子媒体（CD-R等）にMP4形式で格納し、他のCD-Rと併せて納品すること。なお、MP4形式のデータについてはトラック分けを行わず、1ファイルで格納すること。
- (9) 受託者は、送付中に毀損しないように適宜適切な部数を梱包し、段ボール箱等に収納し、段ボール箱等の外側に物品名・号数・数量を記載の上、納品すること。なお、段ボール箱等は受託者が用意すること。
- (10) 納品後、委託者が検査を行い、不良が認められた場合は、受託者は速やかに訂正したものを製作し、160部納品すること。

## 9 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。また、本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 10 留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、委託者（本市担当者）の指示に従うこと。
- (2) 本業務の履行において、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、随時、委託者と受託者の協議により処理すること。
- (3) 支払いについては、納品後都度払いとする。
- (4) 本業務の履行に係る一切の経費は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、提供されたデータ及び知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。また、第三者に開示、漏洩することの無いよう秘密保持のための措置を講ずること。
- (6) 受託者は、業務完了後、速やかに完了届（役務－第9号様式）を提出すること。

# 録音図書製作基準

全国視覚障害者情報提供施設協会  
2001年3月施行 2006年3月改訂

## 【総則】

### 1. 録音図書の定義

録音図書とは、全国視覚障害者情報提供施設協会が視覚障害を持つ利用者への情報提供を目的として製作した録音物で、一定の基準に基づいて、「文字、図、表等をできる限り忠実に音声化したもの」である。

### 2. 目的

録音図書の利用者にとって、図書の形式・装丁が不統一であると、利用に不便である。また施設にとっても、書誌情報、原本奥付等の正確で統一された記載・録音は目録作成ならびに相互貸借の上で欠かすことができない。

以上の理由から、主に録音図書の形式と装丁について基準を定めるものとする。

### 3. 単位

製作単位は、原則として「原本1冊につき1タイトル」とする。

### 4. 録音時間

DAISY 図書は、650MB ディスク1枚あたり最長 40 時間、700MB ディスク1枚あたり最長 45 時間程度とする。また、それぞれの圧縮方法、サンプリングレートは音質を十分に配慮し、適宜選択する。

テープ図書は、60分テープでは片面30分、90分テープでは片面45分以内とする。

### 5. 形式

録音図書に録音すべき項目とその順序は細則に定める。

## 【細則】

印は許容事項を示し、必要のない場合には省略することができる。

### [DAISY(デイジー)図書]

DAISY 図書とは「DAISY フォーマット」で製作された録音図書を指す。

・ 録音すべき項目と順序

## 1. ディスク 1 枚の場合

### (1) 始めの枠アナウンス

- ・書名(副書名・シリーズ名・巻次・回次・年次)
- ・著者名(編者名・訳者名)

### (2) 著作権処理に関する事項

著作権者の許諾を必要とするものは、その旨を録音する。

ただし、著作権法第 37 条第 3 項に拠って製作するものは、省略する。

### (3) 録音図書凡例

階層などの構成、および音訳上の処理方針を録音する。

### (4) 原本凡例・まえがき・目次・本文・著者略歴・原本奥付など 記載順序に基づいて録音する。

### (5) 終わりの枠アナウンス

- ・書名(副書名・シリーズ名・巻次・回次・年次)
- ・製作施設名
- ・製作完了年月
- ・音訳者名・校正者名・DAISY 編集者名・DAISY 校正者名

## 2. ディスク複数化の場合

### 1 枚目

#### (1) 始めの枠アナウンス

- ・書名(副書名・シリーズ名・巻次・回次・年次)
- ・著者名(編者名・訳者名)
- ・ディスクナンバー  
「ディスク全 枚、ディスク 1」

#### (2) 著作権処理に関する事項

#### (3) 録音図書凡例

- ・ディスク収録情報  
「ディスク 1 には、 から まで、ディスク 2 には から までを  
収録しています」

#### (4) 原本凡例・まえがき・目次・本文・著者略歴・原本奥付など

#### (5) 終わりの枠アナウンス

- ・書名(副書名・シリーズ名・巻次・回次・年次)
- ・ディスクナンバー  
「ディスク に続きます」

### 2 枚目以降

#### (1) 始めの枠アナウンス

- ・書名(副書名・シリーズ名・巻次・回次・年次)
- ・ディスクナンバー  
「ディスク 」

・収録情報

「ディスク1には、 から まで、ディスク2には から までを収録しています」

(2) 終わりの枠アナウンス

- ・書名(副書名・シリーズ名・巻次・回次・年次)
- ・製作施設名
- ・製作完了年月
- ・音訳者名・校正者名・DAISY 編集者名・DAISY 校正者名

表示

装丁および墨字表示については、大きな文字ではっきりと表記する。

1. CD 等の墨字表示

(1) 書名表示

書名(副書名・シリーズ名・巻次・回次・年次)を表示する。ただし、副書名・シリーズ名は原本を特定する上で不都合がなければ省略してよい。

(2) 著者名表示

複数の場合は、主なものを1名記載し、あとは「他」として省略してよい。

(3) ディスクナンバー表示

ディスクが複数枚の場合は、該当ディスクナンバーと全ディスク枚数を「/」を使って表示する。

(4) 所蔵施設表示

所蔵施設名を表示する。

2. ケース等への表示

以下の項目を CD ケースあるいは郵送ケース内側に墨字と点字で表示する。

- ・書名
- ・著者名
- ・所蔵施設名
- ・ディスクナンバー
- ・収録時間

[テープ図書]

・録音すべき項目と順序

1 第1巻の始め

(1) 始めの枠アナウンス

- ・書名(副書名・シリーズ名・巻次・回次・年次)
- ・著者名(編者名・訳者名)

(2) 著作権処理に関する事項

著作権者の許諾を必要とするものは、その旨を録音する。  
ただし、著作権法第 37 条第 3 項に拠って製作するものは、省略する。

- (3) テープ巻数と A 面のアナウンス
- (4) 原本奥付
- (5) 著者略歴(紹介)・訳者略歴(紹介)
- (6) 原本凡例
- (7) 録音図書凡例
- (8) 目次
- (9) まえがき・序文
- (10) 本文

## 2. 各巻の始めと終わり

- (1) 各巻 A 面始めの枠アナウンス
- (2) 各巻 A 面終わりの枠アナウンス
- (3) 各巻 B 面始めの枠アナウンス
- (4) 各巻 B 面終わりの枠アナウンス

## 3. 最終巻の末尾

- (1) 終わりの枠アナウンス
  - ・書名(副書名・シリーズ名・巻次・回次・年次)
  - ・製作施設名
  - ・製作完了年月
  - ・音訳者名・校正者名
  - ・テープ巻き取りのコメント

## 表示

### 1. カセットの墨字表示

#### (1) 書名表示

書名(副書名・シリーズ名・巻次・回次・年次)を表示する。ただし、副書名・シリーズ名は省略してよい。

#### (2) 著者名表示

複数の場合は、主なものを 1 名記載し、あとは「他」として省略してよい。  
収納ケースなどに著者名を表示する場合は、省略してよい。

#### (3) カセット巻次表示

カセットが複数巻の場合は、該当巻数と全巻数を「/」を使って表示する。

#### (4) 所蔵施設表示

所蔵施設名を表示する。

### 2. カセットの点字表示

カセットの A 面に次の項目を点字で表示する。

(1) 書名表示

書名が長く、点字表示のスペースが足りない時は、書名を略記してよい。

(2) カセット巻次、全巻数表示

そのカセットが図書の何巻目であるかを、全部の巻数とともに表示する。

ただし、収納ケース等に全巻数が点字表示されている場合は、カセット巻次だけでよい。